



グローバリゼーションと家族の変容(2003年度男女
共同参画推進のための研修事業)

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牟田, 和恵 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24729/00004941 |

グローバルゼーションと家族の変容

牟田 和恵

1. 男女共同参画社会と家族

今日のお話のタイトルは「グローバルゼーションと家族の変容」とつけております。今日の催しは男女共同参画推進研修事業ということで、会場にいらっしゃる方の中には行政の立場や地域のいろいろな現場で男女共同参画推進事業に携わっていらっしゃる方々も多いのではないかと思います。今日は家族の問題を中心にしてお話させていただきますが、家族の問題は私が申し上げるまでもなく、男女共同参画社会推進の上で重要な位置づけを与えられています。これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方ややり方、あるいはそれをもとに成立してきた社会の仕組みから、家族生活・経済活動・地域社会での活動の3つの領域で男女ともが活躍できるような社会に変えていこうということが、男女共同参画の重要課題になっています。このことは実際、今の日本社会全体の政策課題でもあるわけで、男女共同参画社会基本法の前文にはそのことがはっきりと書いてあります。「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で」、男女共同参画社会の実現が不可欠と書いてあります。平たく言えば、少子高齢化やデフレの中で、強い経済、安定的な経済社会を作っていくには女性にも働いてもらって税金や年金を払ってもらいましょう、家庭でも夫だけが働いている片稼ぎの家庭では夫が失業やリストラに遭うと大変だから夫も妻も共に働き子育ても共にできる環境を作っていきましょう、というのが男女共同参画社会基本法の基本的な政策のねらいだろうと思います。

またこれもみなさんご存知のように、共同参画を進めようとする努力に対して、これを妨害しようとするいわゆるバッシングの動きが非常に強い中で、私たち自身がこれから基本法や各地での男女共同参画推進のための条例をどう有効に使っていくか、行政や教育、その他それぞれの立場でどのように努力していくかが、今重要になってきていると思います。私もその一人として貢献していきたいと思っています。

しかし、私たちが本当の男女共同参画社会をめざすとすれば、今の基本法や条例を守っていくとともに、これから将来の社会像を考え、描くときにどういう家族像・人間像を描くことができるかということを考えるのも、非常に重要だろうと思っております。基本法を含めて今の政治や社会が自明としてきた家族像や人間の姿を改めて考え直す必要もあるのではないかと思います。グローバル化の時代、変動する時代に、男女平等の推進という私たちにとって非常に重要な課題を有効に実践していくために、より遠い将来を見据えながら考えていきたい。そのために歴史を踏まえて家族像をさぐっていくのが、今日の私のテーマであり、みなさんに問題提起をしたいところです。

2. 家族像の変容と近代の家族

そこでまず、「家族像の変容と近代の家族」についてお話します。家族史あるいは社会史と言われる学問分野が1960年代くらいからヨーロッパを中心として発展してきました。そこで発見されたことは、私たちが自明としている家族が、地域や階層の差はあるものの16、17世紀から18、19世紀にかけて生まれ定着してきたものだということです。どういうことが近代に生まれた家族の特徴かというと、夫婦と子どもが家族の核となることです。いわゆる核家族というと夫婦と子どもで住んでいて、おじいさん・おばあさんがいない家族だと思われていますが、おじいさん・おばあさんが同居していてもいなくても、夫婦と子どもが家族の核・中心であるわけです。特に家族の中では子どもが中心的存在であり、すごく大事にされる。また、非常に情緒性が強くて、家族のメンバーのつながりが非常に強い。家族の絆が大切にされるということです。それから、ごく近しい親族、夫婦とか子どもとかせいぜい祖父母といった人以外、特に血のつながった人以外は家族と認めない。家族というのは血のつながったごく近い人たちだという考え方です。それから、男女の役割が「男性は外で女性は内」あるいは「男性は働き、女性は子どもや家族員の面倒をみる」といった役割分業が固定化することです。まとめて言うと、家族は夫婦と子どもが愛情で強く結ばれ、家族という場は人間にとって最上の心安らぐ場であり、精神

的安定も与えてくれる、外は厳しい荒波だけれども家に帰ってくればほっとくつろげるような場である、それは血のつながりを基本にしたごく小さな集団である。そういうものが家族だとなったわけです。こう言うと、それが家族になったと言うけれど、そんなことは当たり前ではないかと思われるかもしれませんが、今申し上げているように、こういう特徴は近代になって定着したものです。もちろんそのような家族がそれ以前になかったわけではないでしょうが、家族というのはいくつかの条件が揃ったとき、こういうものが家族なのだという考え方が自明のことになり、定着したのが近代です。決して自然に、あるいは大昔から家族がこういうものであったわけではありません。

では、それ以前の家族はどういうものであったかと言いますと、まず、子どもの位置づけが全然違いました。平均寿命が短く、特に子ども、赤ちゃんの死亡率が高いという背景があり、うまく育っても子どもが少し大きくなれば奉公に出るなどで早く家を離れることが多かった。ですから親子の間での深い愛情、濃密な感情が生まれにくかったと言われております。フランスの家族史研究者によりますと、実際に18世紀のパリでは毎年約21000人の子どもが生まれていましたが、そのうち親に育てられる子どもは1000人程度に過ぎなかったということがわかっております。その他の子どものうち1000人は住み込みの乳母が育てる。残りの19000人ほどの子どもの多くは田舎に里子に出される。パリに住んでいるということは職人であるとか商売をしているなど都市生活者です。夫も妻も働いていて、とても赤ん坊を育てられない、育てないわけで、何がしかのお金とともに田舎の農家にやって育ててもらおうということをほとんどの人たちがやっていた。非常に豊かな人たちは自分のところで育てるかもしれないが、住み込みの乳母が育てるケースが多いという状態だったと言っております。

ルソーという近代人権思想の生みの親と言ってよい、有名な社会思想家がいます。『エミール』という教育学の古典として今も重要な著作を著した人でもあります。そのルソーが—これは有名な話ですからご存知の方もあるでしょうが—彼は子どもをみんな生まれる度に捨て子にしたんです。このようなある程度教育がある人たちでも子どもを自分で育てないと

いうケースは全然珍しくはなかった。『エミール』という教育学、子育てに関する本を出しているような人が、と非常に驚かれるかもしれませんが、捨て子と言っても当時のパリの修道院や教会には赤ん坊を捨てるための専用の箱が置かれていたわけです。ルソーもそういうところに捨てていたわけです。残酷と思われるかもしれませんが、修道院の門の前に捨てられていると気づかれないうちに死んでしまうとか、犬に連れていかれてしまうとかということがあるので、そういうことに対する配慮から、教会の尼さんや司祭が拾って育てやすいようにと専用の箱が置かれていたわけです。必ずしも鬼畜というわけではない。自分のところでは今育てないけれども、こうして置いておけば修道院で育てていけると期待していたわけです。

これはフランス人だけが特別に残酷だったわけではなく、日本にもこれと同じ考え方がありました。「水子」という言葉は今は妊娠中絶された子どもで、祟りがどうだこうだと言う宗教団体もありますが、本来は生まれたのだけれども月日浅く新生児のうちに亡くなった子どもを「水子」と言っていたんです。新生児で死ぬ子どもの中には、栄養状態や衛生状態が悪いために死亡率が高かったという意味もありますが、いわゆる間引きという習慣がさまざまな地域にわたって日本全体にありました。間引きは今の言葉で言えば嬰兒殺して、恐るべき殺人ということになりますが、日本でも前近代においては、殺人などではなかった。今はその子を育てるタイミングではないから育てないけれども、またそのうちに生まれて育ててくれればいいという考え方でした。ですから、そういう「水子」は普通のお葬式もしない。殺した上に葬式もしないなんてなんて残酷な、と思われるかもしれませんが、逆で、まだ人間としての生命としては認識していないからこそ、丁寧に埋葬してしまうと却って仏になってしまうのでまた別の機会に戻ってきてくれるようにわざとそれをしない。地域によっては、そういう「水子」には口に生臭物をくわえさせて埋める。そうすると成仏しないから、この世とあの世の間くらいのところにおいてくれていて、縁があればまた生まれてきてくれればいいという考え方だったわけです。私は今「間引き」と言っていますが、いろんな地域の言い方がそれぞれありまし

て、「戻す」とか「返す」という言い方で間引きを表現していた地域がたくさんあります。

また、子どもは育っていきますと、日本でも7つか10ぐらいになると奉公に行ったり弟子入りをしたりして家を離れて、親からは早いうちに独立をしていくというのは同じでした。家に残る場合でも15歳ぐらいになるといろんな意味で親からは離れる。「若者組」「娘組」というのをご存知でしょうか。地域にもよりますが、日本では離島のようなところでは大正時代くらいまで残っていたところもあります。前近代、江戸時代に日本の村々にあった青年組織です。今の成人式は成人=20歳と決まっていますが、日本の前近代の農村の風習として、地域によって違いますが、だいたい数えで男だったら16歳、女だったら14歳か13歳くらいで成人することになります。大阪にも野崎には十三参りという習慣がありますが、あれはまさに成人の儀式だったわけです。成人すると、その若者はその村々の若者組・娘組という青年組織に入るわけです。もちろん地域によっていろんな言い方があったようです。そうなりますと、親以上にそういう若者組・娘組の仲間たちと生活を共にするわけです。若者宿、娘宿という実際に寝泊りをするような場所を持っていたりもします。日中は親と一緒に田んぼで働いているけれども、夜になると親の家ではやすまずに若者宿に集まって一緒に夜なべをしたりおしゃべりをしたり遊んだりするという生活を結婚するまで続けるわけです。そういう青年組織の仲間たちと結婚していくことになります。地方でのいろんな風俗がありますが、「15を過ぎれば子は子であって、子ではない」という言葉があります。15歳を過ぎれば子どもは村の青年の仲間たちの間に入って行く。それを自分のところの娘はそういうところにはやらないというようなことがあれば、村の協調性を乱すものだとか、全く育て方をわかっていないとかということになりました。ですから親たちは15歳を過ぎれば子は子であって子ではないと、子どもたちにそれ以上の干渉はせずに、快く送り出すということをしていました。先ほど近代的な家族の特徴として、非常に情緒的で家族員のつながりが強いと言いましたが、当時の人々は、夫婦・親子以上に、若者たちだったら若者集団、妻・夫もそれぞれ同年輩の村々の女たち・村々の男たちと一緒に遊ぶ、

くつろぐというほうがより大事な社交の単位でした。家族団らんがなにより大切、家に帰って家族団らんするのが一番のくつろぎということはなかったわけです。

また、今の家族の重要なこととして、結婚して入るのは別にして、血縁者しか家族とは認めないということがありますが、むしろ生産の単位としての家族、奉公人や働いている人、遠い親族等も含めて1つ屋根の下にいるものは全部家族であって、血縁であるかどうかは家族の分かれ目ということはありませんでした。

3. 家族の緊密さと脆弱さ

ところがそういう姿が近代に至って大きく変わりました、先ほどから話している私たちが常識としているような家族になります。子どもたちが大きくなるまでずっと大切にされ、特に母親が育児や家事に責任を持って非常に愛情深く育てる、家族員は強い結びつきでつながっていて外の人とはとても入り込めない、家族の中に入り込むようなことをすればプライバシーの侵害で、祖父母でさえも入ってもらいたくない、というような絆が強いと言うか、小さくまとまったものになったわけです。こうした近代的な家族、情緒的な小家族が当たり前になったことは、ある面から言えば人間にとって幸せだったとも言えます。安らぎの場を確保し、誰もが夫、父あるいは妻、母として家族の主になれるわけで、子どもは子どもで小さい時から奉公に出されるよりはずっと大切に育てられ学校にも行かせてもらえるほうがいいでしょうから、人間にとっての進歩だったとももちろん言えると思います。しかし、そこには逆の面もあります。情緒性が強化されたということは、親子・夫婦だったら愛情がなくてはならないものだという強い期待・圧力が非常にかかるようになったとも言えます。

社会学者の山田昌弘さんは家族というのが「愛情をあおる装置」になったと表現しておられます。家族は愛情で結ばれているべきだという規範が非常に強いために、意識していようとしまいと、その家族の愛情を自分たちが持っていると感じさせるためのしかけ・形・お約束が—「記号」と言えると思いますが—現代を含めて近代以降非常に必要とされるように

なりました。みなさん方も覚えがおありかもしれませんが、結婚する前の恋愛期間からリングを交換して、あなたと私は付き合っていてとてもお互いに思っている、恋人なんだという印、記号としてそういうことをするわけです。特に今の若い人は、大切なイベント、付き合い始めた日とか誕生日とかクリスマスなどには必ず一緒に過ごさなければならない。もしそうしなければ、不安になる。結婚して子どもができるとうずくめ料理を用意するとか、子どもに色とりどりでかわいらしい形でお弁当を作る。弁当を作ってやらないと愛情のないお母さんということになる。逆に言うと手の込んだお弁当は母の愛情の印、記号なわけです。家族揃ってレジャーに行く、レジャーに行くだけではなくその時にはデジカメとかビデオで記録を残さないといけない。またいい家を建てる、リビングが広い家とか吹き抜けの家を建てるのが、夫・父親の家族に対する愛情の証なのです。愛情という本来目に見えない気持ちのほろが形として見せる、証明することが先に来るような逆転すら頻繁にあります。世の中おかしいことはたくさんありますが、私が非常におかしいと思うのは、保育園で—保育園だけではありませんが—紙おむつよりも布おむつのほうが愛情があるとされていて、本来お母さん達が働いていて忙しいから保育園を利用しているのに保育園に行っている子どもだから布おむつを作って、毎日毎日たくさんのおむつを持って帰って洗濯をしなければいけないというようなことがあります。むしろ洗濯しているような時間に子どもと遊ぶなど一緒に過ごすほうがよほど愛情だろうと思うのですが、布おむつによって、あるいは手作りのお弁当袋などによって愛情を示さなければならない。そういうふうにしなないとお子さんはいい子に育ちませんよ、などと脅迫されるわけです。このように家族の情緒、情愛というのが強迫観念になってしまっている。それはある意味では家族の関係を閉塞したものになっている面があると思います。

それから、親子・夫婦以外を排除して小さな単位として家族が固まってしまったということは当然ながらそこに脆さを含む。脆弱さが必然になります。夫、妻、子どもしかいないわけですから、稼ぎ手である夫が転べばもう経済的に成り立たない。いわゆる専業主婦だと経済的には大丈夫だか

ら妻がこけても大丈夫かという、妻は一手に家事育児を引き受けていて、そういう面倒を実際にみているだけでなく家族員の感情のケアを含めてやっているわけですから、お母さんが病気になると家族がガタガタになってしまって成り立たないということにもすぐになってしまう。このように家族が脆いものになってしまったということはすでに大正時代から指摘されておりまして。それは柳田国男—ご存知の方も多いと思いますが、民俗学者、日本の民族学の創始者と言われている方です。—その柳田国男が大正時代に、一家心中が最近増えた。この「最近」は大正時代のことです。一家心中などということはこれまで日本では有り得なかった。一家心中というのは、破産して田んぼなども全部人手に渡ってもう生きていけない、だから死ぬ、子どもを残していくと不憫だから一緒に道連れに、というのが一家心中なのですが、これまでは経済的に失敗して田んぼも何もかも取られて、夫・父は身一つで都会に出て新しく働かないといけないようになって、子どもに関しては村の有力者や村の誰かが面倒を見るというのが当たり前で、親がダメだから子どもも道連れにして死のうなどということは有り得なかった。これは柳田の言葉ですが「郷党教育」、郷土の「郷」、党というのは必ずしも政党などの意味ではなく人々のいろんなつながり、仕事の上でのつながりや地域でのつながりが「党」ですが、そのような人々のつながりの中で子どもを育てていくということが衰退してしまっていて、そのことによって一家心中が起こるようになってしまった、と柳田国男は言っています。大正時代は日本においてそういう近代的な家族が大分増えてくる時代です。その時にすでに家族が近代的な変化のお蔭で非常に脆いものになり始めていたことが指摘されているわけです。

最初に述べましたように、雇用の不安定化、流動化が今の男女共同参画社会基本法のベースになっているわけです。そこで、家族を片稼ぎ型から共稼ぎ型に変えようということが提起されているわけです。ですから、基本法がめざしている方向はその意味では、今申し上げてきたような近代以降の家族の脆さを改善していこうというものであると思います。しかし、近代以降の私たちの家族が構造的に持っている問題、脆弱さ・閉塞性に関しては夫婦が共稼ぎするようになれば対応できるというものではないだろ

うと思います。確かに夫がリストラされれば妻が稼いでいたほうがいいわけですが、それでも今私たちが当たり前に思っているあり方のままに家族を強くしようというのは、家族の脆さを存続させるものではないかと、私は考えております。

1つ例をあげますと、最近のニュースで私たちを驚かせたものに河内長野で大学生と高校生のカップルが家族の殺害を企て、大学生は実際に母親を殺してしまったという事件がありました。本当にみなさん驚かれたことと思います。考えてみればみるほど、どうしてそんなことをしたかわからないわけです。2人で暮らしたかったから家族を殺そうと思ったと言うのですが、2人で暮らしたいなら別に家族を殺さなくても家出をすればいいんです。あるいは高校を出て独立して2人で暮らせばいいじゃないですか。しかしそれができない。考えられない。今、パラサイトシングルという言葉がありますが、あの2人に限らず、子どもにとって高校を出ようが大学を出ようが働き始めようが親のところにとずっといて暮らしているという形が増えてきています。それはすごく安楽です。部屋もあって、しかも今の子ども部屋というのはプライバシーも確保されているし、電話もテレビもあります。ですから今のある程度の年齢以上の子どもたちにとって家で暮らす、余りいい言葉ではありませんが、パラサイトシングルをしているということはメイドサービスがついたホテルでタダで暮らしているようなものです。クリーニングもしてくれるし掃除もしてくれる。それは安楽で居心地がいいのですが、しかし、それは窒息しかねないような環境でもあるわけです。親は決して昔のように頭ごなしに叱るとか、子どもに干渉するとかはしないし、厳しくもないから居心地はいい。ガミガミおやじとか子どものプライバシーも認めてくれないような親なら、とっくに反発して家を出ている。しかしそうではなくてすごく居心地がいいから家にいるのだけれども、楽なのだけれども、息苦しい。そしてその状態がいつまで続くか、いつ終わるかわからない。大学を卒業しても地元で働いている限りは親のところにいるのが当たり前で、自分自身もそれが一番楽で居やすい環境だからずっといるだろうと思うし、いつその状態が終わるかがわからない。そういう閉塞した状況、何となく息苦しい状態から逃れる手段として

さまざまな逸脱があるわけです。リストカットであるとか親の眉を鬨めさせるような奇抜なファッションであるとか、そういうこと全てが、窒息しそうな愛情の濃い家族の繭の中での息苦しさから起こるのではないかと私は思います。本当はさっと出ればいいのに、自分が気づかないうちに家族の繭の中に取り込まれているという感覚、そこから出ることができないのではないかという無意識の感覚が、あの河内長野の事件は特別なかたちではあるでしょうが、多かれ少なかれそういう閉塞感・圧迫感が今の若い人たちにあるのではないかと思います。あるのが当たり前なんです。昔で言えば14歳とか16歳くらいで大人と認められていた。それだけ身体の上でも成長するし、充分成熟しているわけです。だから、ずっと保護下にあるというのは楽ではあるけれども息苦しいと考えるのが当たり前です。けれどもそれが自分の意識の上でも、社会的な慣習の上でもずっと続いてしまう。少なくとも18歳になれば親の保護の下からは離れられる、それなりに暮らせる、現実的には親と一緒に暮らすにしても親の保護下にはない、ということが社会の当たりの前提になっていけば、話は大きく変わってくるだろうと思います。つまり、家族というのを夫婦とか子どもというとても小さい範囲で堅く閉ざされた密室にし、親が子どもを手厚く保護する。そしてそれは管理するということでもあります。それがとうに子ども時代が過ぎてもずっと続いていく。親は結婚もちゃんと見届けないといけなし、結婚したらしたでマンションの頭金ぐらいいは出してやらないといけなしなどと延々と続くわけです。そういう家族の形は、先ほども言いましたように人間の幸せを高めた面は確かにあるでしょうが、現代に至ってこのようなグローバリゼーションの時代にそれをずっと守っていくというのが最善だとはとても考えられません。

4. グローバリゼーションと家族

さて、グローバリゼーションの話ですが、古いことばかり言いつつになったら21世紀のこれからの話になるのかとお思いかもしれませんが、そこに入ります前にもう少しご辛抱いただくようお願いします。今までお話ししてきたような脆弱な家族がどういうふう形成されてきたかということ

に関しては、近代の国民国家の誕生・形成と切り離すことはできません。日本の場合、近代的家族と言えは戦後の民主化からというイメージがあつて、明治時代の家族なんて前近代的・封建的に違くないというふうにお考えかもしれませんが、実際には日本では近代的家族の原型は明治期にあります。

明治の最初、日本が近代国家として成立するその時に明治政府、国家がとった政策のうち、家族の姿を近代的なものに変える大きな方向づけをした2つのシンボリックな政策があります。1つは徴兵制です。徴兵というのは近代国家にとって至上命題です。国民皆兵です。男は身分にかかわらず全て兵隊に行く。そしてお国のために戦う。それ以前は士農工商で武士階級だけが刀を持って戦うことが許される、戦うことが期待されていたわけですが、近代国家というのはそのような贅沢なことは言っていられなくて、国民皆兵、どんな身分であれ健康な者は全てある時期兵隊に来てもらわないと困る。ですから日本でも、明治になってすぐに徴兵令が発せられました。徴兵というのはお国のために働き手や後継ぎを兵隊に取られるわけです。そして時には戦争に行つて戦死することがありますから、本当に命まで取られてしまう。ですから、家族や家というものからすると、利害が完全に衝突します。家の大切な後継ぎを取られる、家の大切な働き手がいなくなってしまうわけですから、徴兵令は非常に嫌がられました。もちろん国のほうはそれは国民の大切な義務であるとして、いろんな形で持ち上げていいイメージを作ろうとしましたが、当然ながら、人々は反発しました。それで徴兵令の最初はそういうことに配慮して、国民皆兵とは言いつつも一家の当主や後継ぎである長男とかは兵役を免除するという規則がくっついていました。すると当然人々はそれを最大限活用しようとするわけで、分家をしたりわざと養子にやつて後継ぎにしたりして、徴兵逃れをします。当時の統計によりますと、対象となる年代の男子の80%以上がそういう手を使って兵役免除になったというような事態が続きました。そうなるとお国は困るわけですが、本来は全部来てもらわないといけなのに80%も対象外となつては困るので、何度も徴兵令を改正して免除の幅を小さくしました。戸主であっても後継ぎがいれば免除にならないとか、養子では免除の

対象にならない等としましたが、その都度何らかのさまざまな手を使った徴兵逃れが出てきて、ついに明治22年になって最終的に改正された徴兵令では完全に家を継続させるための免除をなくしました。後継ぎであろうが、その人を兵隊に取られると家業が成り立たなくなろうが、お国の言いなりで兵隊に召し上げられるという内容の法律になりました。つまり国家が家というものを超えて、その成員を直接に把握することが可能になった。お家のために、家族のためにこの人はやれないということが通用しない、お上がこいつがいると言えば何も抵抗できないことになりました。家族員をコントロールする戦いにおいて、国家が家に勝ったわけです。

もう1つが明治民法の家族制度です。明治民法の家族制度というと、前近代的なもので、女性の権利が全く認められないとか結婚するにも戸主の許可が要る等のことが、家族制度の前近代的象徴と思われる面があって、もちろんそれには当たっているところも多いのですが、一面では非常に近代的なところを含んでいます。その象徴的なところの1つがいわゆる家産・家督というものをなくしたことです。家産・家督という家の財産、あるいは家を継承する権利の法的根拠をなくして、個人財産制にしたことです。家の財産—家産と言いますが—は明治以降の法律上は完全に個人の財産です。それ以前はたとえば先祖代々の土地の状態を変えよう、処分しようとする、直接の主だけではなく遠い親族なども含めていわゆる一族郎党の人たちがそんなことはさせない、それは先祖代々の土地であるからお前の一代の勝手にそんなことをするなということになって、そんなことはできなかったわけです。けれども、個人の財産になりましたからそういう先祖代々の土地や家屋を処分して、その処分したお金を繊維工業や銀行を作る等の資本として使うこともできる。あるいは先祖代々の家業を捨てて都会に出て行くこともできるようになりました。このように地理的な移動や職業の移動において、家や親族に縛られずにやることができる。少なくともその法的根拠を作ったわけです。これがいかに産業化と国民としての意識を作り出すのに不可欠な鍵になったかは計り知れないと思います。いわゆる殖産興業、富国強兵のためには昔ながらの家業や職業や土地に縛られていてはだめで、お家よりもお国が大事にならないといけない

わけです。それを国家が奨励し可能にした。それが明治政府がとった重要な政策の一つの側面だったわけです。それはもちろん日本だけではなく、世界のあらゆるところで国民国家が常にとる道でした。

財産だけではなく裁判権や徴税権もそうです。近代国家には司法権があって、法的な争い事は国の裁判所が全部やるわけですが、前近代、近代以前の共同体では村々に村々の掟があって、その村での掟に従ってさまざまな処置・処分が行われ、争い事が調停されることが当たり前でした。けれども近代国家にとってはそういうことは私的な裁きであって、そういうことはさせない。刑罰を与えるのも調停をするのも全部国家の名においてやるわけです。あるいは徴税に関しても、税金は国や地方自治体という国の認めた「公」しか取れない。前近代の共同体では、税と呼ばないとしても、金銭以外のかたちであるとしても、強制的にそれぞれの家からなにがしかを貢納させるということが有り得たわけですが、それも近代国家は許さない。こうして近代に至って人々は家、一族、あるいは村共同体、職能共同体の一員であることから、一個一個の国民になっていきます。家族や一族や村々、あるいは同じ職業の人々のつながりの間での一員であることから個人バラバラの国民になっていく。子どもの育て方もそうで、家族や一族、村々で育てられていくことから義務教育の制度を作って国家による教育を一律に受けさせる。そして夫婦・子どもより成る小さな家族は、その家族・家庭の責任で子どもにより高い教育を受けさせ、文明的な国民国家、社会にふさわしい人に育てる。村長（ムラオサ）とか地主とか地域の有力者が地元の貧しい者たちの保護をするのではなく、そういう金持ちからは税金として吸い上げて、国家が政策の名の下に分配するという形になっていきます。つまり近代の国家にとって家族というのは弱体なほうが国民を管理しやすいわけです。一族郎党とかお家等、生産手段やメンバーを保護する機能を持っているような大きなより強い集団というのは、そこに直接国家が手をつっこんで兵隊を取るようなことができませんから、家族が小さく弱体でないと近代国家は成り立たないわけです。近代国家は単に支配するだけではなく、公教育や社会保障、つまり社会政策もやる。そのためには小さな脆い家族のほうが機能的です。明治以降、戦後も、現在の男女

共同参画社会基本法の枠組みにおいても、家庭型の家族、小さな家族を単位として管理をやってきたことは変わりがないと思います。

ここで問題としたいのが、グローバル化の時代、新しい世紀に入ろうとする時に、このような単位が絶対的、至上命題であっていいのかということです。近代国民国家にとってそれは非常に機能的で有効な単位であった。しかし一方で、すでに国民国家のボーダーが揺らごうとしている時にそのままではいいはずはないと思います。もちろん近い将来の話で言えば、年金の改革やセイフティネットの構築等、今の国民国家で生きていく上ではやっていただかないといけないことが山ほどある。しかし、絵空事と言われようと、新たな社会の構想を描いていく必要も大いにあると思います。何故なら、グローバル化や経済状況の変化は、とりわけ女性にとっていいものにはならない。二極化と言いますか、一方では少数のエリート女性たちには有利になってどんどん活躍の場が広がり豊かになっていくということはあるかもしれませんが、しかし他方では多数の女性たちにとってはますます女性の労働の搾取が進み、あるいは女性の貧困化を招くにちがいないと思うからです。今後労働力の流動化が一層進行すると思われませんが、女性の雇用はますます不安定化し、離婚等によるシングルマザーも増加するでしょうから、そのことが女性を貧困にしていくと思います。

グローバル化の直接の結果として、移民労働力がもっと導入されると思います。これからは、介護の労働者や家事労働者として移民労働力を導入することも出てくるでしょう。今、香港や台湾、シンガポール等、アジアでいわゆる女性の社会進出が進んでいるところでは、普通の中流の家庭にもフィリピンやインドから移民労働者がいわゆる家政婦として入っていて、そのことにより女性の社会進出が進んでいる面があります。同じようなことが日本でもこれから十分に考えられます。そういうふうになりますと、それは移民労働者だけではなく日本にいるより多くの女性の雇用の周縁化を同時に促進していくことになると思います。育児や介護という、人間にとって不可欠で本質的に重要な事柄が、これまでも家族の中で女性にタダの労働として押し付けられてきました。これまでは良かれ悪しかれ、

愛情、家族の努め・義務として、大切な仕事だから家族がやらなければならないのだと、ある意味では美化されたりオブラートが被せられたりしてきた面があったわけですが、今度は育児や介護が社会の中で最も周縁的な労働として、安く底辺をなすような労働として低く位置づけられていくということが起こると思います。直接にお金を生むような、お金を操作することでお金を生むような働き方が偏重されるような仕組みが変わらないどころか、進行していくような未来を私は想像してしまいます。

ですから、今後の社会像を考えていくとすると、育児や介護といった事柄を社会がどのように分かち合っていくのかを考えることが1つの最も重要なことだろうし、これまで人の再生産を小さな家族の枠組みを単位としてやってきたことそのものを考え直さないといけないと思います。男女共同参画をうたう基本法は年金の個人制や離婚の際の年金分割を含めて個人単位ということ意識しています。しかし、基本法自体は今の家族の枠組みを疑問視するというものはない。むしろ家族の強化を意図しています。それは現在は言わば対症療法的には必要だろうと思います。女性が育児と労働、外で働くことを両立できるようなシステムをつくることは重要な急務です。ですが、もっともっと将来を見通すならばそれでは充分でないだろうと思います。

5. 家族のラディカルな構造変換をめざして

ここでご紹介したいのが、マーサ・ファインマンという人の議論です。『家族、積みすぎた方舟』と邦題がついておりますが、フェミニストが考えてきたものも含めて、これまでの家族理論を非常にラディカルに否定して、夫婦である男女の性愛で結ばれた家族単位そのものに疑問を呈して、母子の対を国家が保護すべき対象としての家族とすることを提案しています。もちろん家族の形はいろいろあっていい。夫、妻があってももちろんいいのですが、国家・社会が保護すべき単位、いろんな優遇を与える単位として母子の対をあげています。この母子は後から説明しますが単に母子だけではないのですが、母子の対を単位にするということを提唱するわけです。彼女のこの議論の根本には、一根本の部分は必ずしもファイン

マンのオリジナルのアイデアというわけではなく、さまざまな法哲学あるいは哲学系のフェミニズムの議論の中で生まれてきたものですが一人にとって、あるいは社会にとって育児や介護といった事柄は一体何なのかということに関する、言ってみれば発想の転換があるんです。私たちは往々にして、自立した人間として、経済的にはいわゆる専業主婦や学生であっても、育ちあがっていて健康で自分のことは自分でできるのが人間の当たり前前の姿として考えがちです。自分で食べたり排泄の始末ができないような赤ん坊の状態やいわゆる要介護の状態、あるいは障害を持った状態というのは特別な存在あるいは例外的な期間と考えている。しかしファイマンらの議論で示唆されているのは、赤ん坊、病人、高齢者、障害者といった人々、あるいはそういう状態は人間にとって必然であってそこを基本として考えるべきだ。それは例外でも何でもなくて、それを基本として考えるべきだというものです。赤ん坊や病人、高齢者、障害者等は必然的に依存する存在です。自分で食べたり自分で排泄の始末ができなかったり自分の意志が伝えられなかったりする。そういう意味で必然的に依存する存在です。私たちは誰もが赤ん坊であったり将来高齢者になったりします。その意味で依存というものが人間にとって必然なのだ、私たちと共に依存というものがあると言えるわけです。

そういう依存が人間にとって必然であるとするれば、当たり前のことですが、育児をしたり介護をしたりするケアの担い手が存在することもまた必然です。しかし、そのケアの担い手はケアする役割とケアする行為がもたらす資源の必要から、その人自身が依存の状態に陥りがちです。もう少しわかりやすく言いますと、育児や介護をするために時間を割く必要があるのです、その分自分を経済的に支えるための稼ぎが充分には、あるいは全くできないことになります。しかもケアをするということはそのケアの対象に食べさせるご飯や住まいを提供し、おむつをさせたり服を着せたりするという経済力に裏打ちされた資源が必要です。それをどこからか賄わなければならない。自分自身を支える経済的稼ぎすら危うい上に、ケア対象者にケアするための資源を賄うためにも誰かに依存しなければならないという状態になります。これをファイマンは二次的依存と言っています。こ

のことはしばしば見逃されてきたことです。この概念は非常に重要だと思います。しかもこのケアの期間はしばしば公的な領域から切り離される。依存する人々をケアするには、その身近に長くいることが必要ですから、ケアする人々はしばしば外から切り離されるわけです。子どもは育ちあがるし高齢者の介護にも終わりがあるのですが、ケアの必要な期間が終わっても、そこですぐに自分を支える経済力を持てるか、その人は依存する存在でなくてよくなるかという、なかなかそれはむずかしい。それだけの期間切り離されていたわけですから、今度はその人自身がたとえ健康であっても依存的な存在になってしまうわけです。このように考えてみますと、ケアする人がそのために社会経済的に不利な状態に陥って貧困化していきます。これは非常におかしな話です。しかし我々はそのように考えてこなかった。

貧困化しているということ自体にもある意味気がつかなかったのは、二重に隠蔽されているからです。1つは我が子だからそういうふうに見倒めるのは当たり前、家族だから見倒めるのは当たり前と家族という自然の中に隠蔽されてきた面があります。また、今私はケアする人はそのために貧困化していくと言いましたが、そうかな、そうでもないと思われた方もあると思います。実際、典型的には夫という存在に依存することによって、そういう依存者を扶養する存在があることで、ケアする人々が社会経済的に不利益になるということが何とかカバーされてきました。そして夫はさまざまなお得を受けています。たとえばごく普通の会社でもいわゆる家族手当があったり、税制の上で扶養者がいる人は優遇されたりします。また現実的に目に見えるお金だけではなく、夫が何故妻や子どもという依存する存在を扶養できるかという、扶養できるような、家族を支えるに足るような賃金が男性の基幹労働者には与えられるという経済システムができあがっているからです。今普通の男性がいわゆる基幹労働者として得ている賃金は、彼ひとりを養うための賃金以上、はるかに倍するくらいの賃金が支払われるような社会経済的な仕組みになっています。大の男に払う給料は、背後にいる依存する者たちも賄う、扶養することが当然のこととして組み込まれた給料になっています。このように二重に隠蔽されているお

蔭で隠されてきているわけですが、今申し上げましたように、ケアする人々がケアの役割のために貧困な状態になる、依存する状態になるという二次的依存ができてしまうおかしさを私たちはこれまで見逃してきたと言えるのではないのでしょうか。

そして、みなさん身近でおわかりのように、しばしば女性が母、妻、娘、嫁、姉妹として、依存する存在と親密な関係の中でケアの責任を引き受けるということで、専ら女性が二次的な依存の存在になり、自分の中に依存の構造を作り出していくことを繰り返してきました。ここで気づいていただきたいのは、子どもや病人、高齢者、障害者等を含めて依存は人間にとって必然だと申しました。しかし、二次的な依存は、更には依存が自分の中に作り出されていくことは、必然でも何でもない。それなのにこれまで家族の中に依存が隠蔽されてきたことが二次的依存を作り、依存の状態を構造化していくことを作ってきました。家族だから当たり前という自然な家族の概念があるために、赤ん坊や子ども、病人、障害者、要介護の高齢者がその中で個別にケアされてきた。そのために、必然の依存が隠蔽され、家族の外の公の領域に出てくるのは依存の状態にはない、自立した者たちだけが社会の表に出ていることになり、自己責任が取れるとか、自立した人間とか、個人主義とかがあたかも人間としての理想であり、普遍であるかのような考え方が延命してしまうとファイマンは言っています。

ファイマンは、フェミニストを含めて現在理想とされている父親・母親が共に仕事、共に子育てという、日本では「半分こイズム」などと言いますが、そういうのはごまかしだと断言しています。結局のところ経済力のないほうに、というのはほとんどの場合女性ですが、そちらにケア役割が課され、それが女性の経済的役割を不利にしていくし、そのことは事前に予測されることなので、女性がケア役割を選択することは変わらない。そして、それは、より社会経済的な弱者を---それはしばしば女性ですが---搾取することによってしか解決できない。ですからファイマンは、現実には誰が誰と住もうが関係ないのだけれども、国家や社会が保護すべき存在としての家族の単位を、性愛によって結ばれる夫婦ではなく、ケアや養育の単位とすることを提唱します。依存というのが人間の必然であるとす

れば、そしてそれは実際に必然なのですが、それは社会の再生産のために社会的、政治的に保護されなければならない。だからこそ、今の社会でも夫婦・子どもの家族が社会的・政治的に保護されています。ケアの単位を保護の単位とすることで、ケアをすることが二次的な依存を生み出さないようにできるはずなのです。ケアを与える、与えられる関係を単位として、保護された空間とし、国家や社会から特別に優遇される処遇を受ける権利を持つことにすればいいわけです。

このケアの単位を母子関係と呼ぼうとファインマンは言います。ここでの母子関係はあくまでもメタファー、比喩、たとえです。ケアする者は女性に限らないし、生んだ母とも限らないし、一対一とも限らない。もちろん男性もケアの担い手、ここで言う母になることができます。ケア対象も子どもだけに限らない、お年寄りであったり障害者であったりします。ケアをされる人1人に対して必ず1人のケアの与え手がいるわけでもない。それを「母子」と言ってしまうと誤解も生じるでしょう。特に日本ではたとえとしても「母子」という表現を安易に使いますと、いわゆる母性神話をより強化してしまうことになりかねない。そういう恐れも充分にあります。しかし、やはり「母子」という言葉を使うのは意味があります。というのは、赤ん坊というのは命の始まりが母親の一部として、お腹の中にいます。母親の内部に存在するわけで、そういう意味で母子というのは私的な家族の中で隠蔽されてきた依存をまさに体現している。外からは見えない依存の状態があるのだという意味合いを喚起する大きな意味があるわけです。

私はそれに加えて、「母子」というメタファーにはもう1つ意味深いところがあると思います。それは母子に限らず、ケアを必要とする者とケアを与える者の関係というのは、往々にして単純な自由意志によっては選択できないという意味合いを含むこともできるのではないかと思うからです。私たちは身近で親しかった者がケアが必要になった時、介護するのは家族の義務だとか全部1人で引き受けろとか言われると反発するし、ケアをするために自分の生活や人生が全部変わってしまう、変えなければいけないとなると、誠に耐えがたいです。しかし、身近で親しかった者がケア

を必要とするようになった場合に、いくらかでも何らかの形ででもケアに関わりたい、関わるべきだという内なる思いが多くの場合あります。これは血縁だからというのではなく、たとえにすると語弊があるかもしれませんが、何年もかわいがっていたペットが年老いておぼつかなくなったり車に轢かれて動けなくなったりすると、犬・猫であってもほったらかしにできない。動けなくなったから獣医さんに連れて行って安楽死させてもらおうとか保健所に連れていこうとかその辺に捨ててしまおうとか思わない。面倒だから捨てるということは普通しない。親しいもの、自分にとって大切だったもののケアをすることは、依存が必然であるのと同様に、ある意味では人間にとっての必然です。ところが、今までケアが家族の内部に押し込まれて私事としてケアをする者を限定して強制し、しかも先ほどお話ししましたようにその人に二次的な依存を作り出してしまふ、その人が依存する存在に転落してしまうような状態を作ってきたから、私たちにとってケアというものが、なるべく遠ざけておかなければいけないかのような二分法的な考え方に陥らされてしまっています。それは私たちの社会の非常におかしいところではないかと思えます。

ケアの単位を国家や社会が保護することについて、ファインマンは具体的な政策を述べているわけではありませんが、私たちはさまざまなアイデアを広げることができるだろうと思えます。たとえば、母親業をする者が保育所や病院に併設された職業訓練所のようなところで十分な、夫に経済的依存が必要でないくらいの金銭給付を受けながら、ケアが必要でなくなった時に備えての教育も受けられる、ケアが必要でなくなれば優先的に就業チャンスが与えられるというような政策オプションはすぐに考えつきます。このようにケア役割にインセンティブが与えられれば当然男もやり出します。しばらくその期間を活かして新しい技術や資格を身につける、今大学院に行ったりもよくしますが、そういうことにチャンスを使うということもできるだろうと思えます。また一対一に限らないわけですから、チームでケアをやるということもできるでしょう。こうなれば、いわゆる母親業、ケアをする者以外は経済的依存をされる度合いが少なくなるわけですから、ケアの役割を共に担うという可能性も増えていく。ケアをする

者は必ずしも1人でなくていい、あるいは実の親、実の子どもでなくていいわけですから、より多様な家族形態、家族という言葉がふさわしくないような親密圏を作っていく可能性も出てきます。これまで家族が密室化されてきたことを超えていくような新しい親密圏を作っていく可能性が出てきます。

今日の前半でお話しましたように、非常に密室的で小さい単位で絆が強いものであるという今の家族の姿は決して普遍的なものではない。近代の国民国家が形成される必然からそういう形の家族が確立し当たり前となって、機能してきただけで、これから新しい時代に向けて家族の壁を開いていく、新しい親密圏を作っていくことは充分可能なオプションとして考えられるのではないのでしょうか。そして、依存が必然である時期に社会的保護が与えられるとすれば、そうではない時期の依存が現代の私たちの社会でいかにジェンダーと世代の自然を装って家族の中に覆い隠されて、また政治的・社会的に保護されているかということがわかります。つまり、もう15歳あるいは18歳くらいになれば、とてもじゃないですが、社会的にあるいは国家から保護されなければならない依存の状態ではありません。まだ学校に行くので経済的支えが要するというのであれば、生活費を含めた奨学金を与える、貸与するという形でやればいいわけで、必然としてのケアが15歳や18歳の人間に必要なわけではありません。今の18歳あるいはもっと年上でもですが、家族の囲いの中で手厚く保護されている、時には息苦しい拘束になるくらい面倒をみてもらっていることのおかしさ、不合理さはこう考えてくるとなおさらにわかることではないのでしょうか。

こうした家族像が実現することを考えてみますと、一家の主・夫や父親に養われなくてもちゃんと生きていける社会を想像してみると、政治家や男性たちの猛反発が予想されます。俺が養ってやらなくてもみんな家族それぞれ生きていける、というのは、すごく嫌だろうと思います。政治家もそれは家族の絆を壊すと言って、大反対するでしょう。そう考えるとそれだけ私たちの社会は国家に支えられた家父長的な家族・男性中心の家族を自明なものにして政治社会のシステムを作り上げていることが非常に鮮明に見えてくると思います。

6. まとめ

最後に、私たちが今迎えているグローバルゼーションというのは、一義的には国境というボーダーがなくなっていく、あるいは変わっていくということでしょうが、これはまさに近代以降の国民国家が自明としてきた「公」「私」の分離や男性市民が自立的存在、普遍的な人間と見なされ、夫婦と子どもというごく小さな集団だけが人が生きていくための絶対的な単位になっていることなど、近代社会の大前提であった事柄を超えていく社会であるべきではないかと思えます。私たちが男女共同参画をめざす者として何を望んでいたのか、それは恐らく女性への差別がなくなる、誰への差別もなくなる本当の男女平等ということだったろうと思えます。決して女も男並みに働ければいいというだけのことではないし、男性、夫や父親も家事・育児を分担してくれればそれでいいというだけのことでもない。女性たちは良く知っています。決して人間とは常に自立できる存在ではない。赤ん坊がいかに無力な存在として生まれてくるか、年老いたら元気なままころりと逝きたいと誰でも思うけれどもなかなかそうはいかない、人に頼らなければならない存在であることは女性たちのほうが良く知っている。またいくらたくさん給料を稼いでいる人でもいわゆる生活の自立はおぼつかないことがよくあることも知っている。それなのに高給を稼ぐというだけで値打ちがあるかのように思われる。そういう「自立」した人間が前提とされるような社会の仕組み、思想の根本を変えていくこと、女性やどんな人への差別もないような社会を作ることが、男女共同参画を望む人が本当に望んでいることではないでしょうか。21世紀、グローバルゼーションの時代、手をこまねいては弱肉強食が進んで、弱いものと強いものの格差がますます開いていくことを私たちは十分に心に留めて、より豊かな想像力を持って新しい社会を構想していくことが必要な時ではないかと思えます。

ご静聴どうもありがとうございました。